

農薬の適正使用のお願い

近年農薬の飛散を原因とする、周辺住民の健康被害の訴えが増加しています。農薬の使用者及び使用委託者は、次の事項を守って使用してください。

農薬散布の際には、近隣に影響が少ない天候（無風・風が弱い時など）の日や時間帯を選び、風向きやノズルの向きなどにも注意して、粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤などの飛散が少ない形状の農薬の使用、飛散を抑制するノズルを使用する。農薬の種類・名称、使用年月日、場所、対象植物、単位面積当たりの使用量または希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

周辺住民に対し、農薬使用目的、散布日時、種類など十分周知し、作業時には立て看板の表示などにより散布区域内に関係者以外の者が入らないよう配慮を行うこと。特に、近隣に学校や通学路があり、子どもの通行が予想される場合には、健康被害防止を徹底すること。

お問い合わせは、農林課農林振興係
(880-6559)まで

保健課給付係からのお知らせ

児童手当の申請

児童手当の申請はお済みですか？

小学校3年生までの児童を養育されている方は、児童手当を受給できます。

今年度の法改正によって小学校3年生まで支給拡大となりましたが、小学校2・3年生の児童を養育されている方は新たな届けが必要です。

9月30日までに手続きされた方は、4月分から給付対象となります。

手当の額（月額）

第1子・第2子 / 5千円

第3子以降 / 1万円

備考 / 所得制限があります

* 公務員の方は職場で手続きをしてください。

老人医療受給者の皆様へ

住民税非課税世帯の方が入院されたとき、減額の認定証を病院へ提示すると医療費及び食事代の負担が少なくなります。

該当する方で、入院中もしくは入院予定の方は、認定証の交付を受けて下さい（申請月の初日から認定）。

また、15年度に認定証の交付を受けている方は、有効期限が16年7月31日となっておりますので更新手続きをお願いします。

申請先、お問い合わせは
保健課給付係

(880-6556)まで



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め忘れ（未納）があると、老齢基礎年金の年金額が少なくなったり受けられなくなったりします。また、もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

納め忘れがあった場合、さかのぼって支払うことができるのは2年以内に限られ2年を超えると納めることができません。

保険料の納付が困難な場合、保険料免除の手続きをしましょう（免除の対象となるのは、市役所に申請した前月からになります）。

保険料を未納にしておくのと、免除の扱いにするのとでは将来受ける年金額に大きな差ができます。未納期間は年金を受けるための期間には含まれず、将来受ける年金額に全く反映されません。

保険料免除が認められると年金を受けるための期間に含まれ、その期間の年金額は、全額免除の場合は、保険料を全額納めたときと比べて3分の1、半額免除の場合は3分の2として計算されます（半額免除は半額の保険料を納めないと未納になります）。免除期間の保険料は10年までさかのぼって納付できます（追納）。ただし、2年以上経過した分については免除された当時の保険料に一定の率を掛けた金額になります。

* 追納した期間は、本来の年金額として計算されます。

老齢福祉年金を受けている方へ

平成16年度の年金受領額は、保険料を負担する現役世代の賃金の低下傾向の中で、現役世代とのバランスと高齢者等の生活に配慮しつつ、平成15年の消費者物価の下落分（マイナス0.3%）のみの改定を行うこととなりました。そのため、老齢福祉年金の額についても年額407,100円に引き下げられました。

* 年金の支払いは、毎年4月・8月・12月（受給権者が請求した場合は11月）の3回です。支払い月の11日（11日が土・日曜日の場合は、その前日）以降に郵便局に年金証書と印鑑を持って行き、支払いを受けることができます。16年8月の支払いは11日からです。

* なお、本人・配偶者・扶養義務者に一定額以上の所得がある場合、その年の8月から翌年7月までの年金の支払いが制限されます。

年金証書の提出について

今年8月に老齢福祉年金を受け取ったら、年金証書を市役所年金係に提出してください。提出用の封筒は郵便局に用意してあります。証書の提出が遅れると次回の支払期限までに証書をお返しすることができず、年金の支払いが遅れることがありますので注意してください。

お問い合わせは

市民課年金係 (880-6555)

南国社会保険事務所 (864-1111)

市民からのお便り

今年ももうそろそろ「まほろば祭り」の時季ですね。子どもと行くのを楽しみにしています。

ごみ出しは定められた日に!

*お住まいの地区・小部落のごみステーションに出してください。



★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
8/2	月	十市(南部)
3	火	片山、里改田
4	水	浜改田
5	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
6	金	立田
7	土	田村
9	月	下唎内、物部、開田
10	火	稲生
11	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
12	木	稲吉、西窪、新川
13	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大 団地
14	土	篠原、明見
16	月	野田(西野田町1丁目を除く)
17	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
18	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
19	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
20	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
21	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
23	月	国分、比江、左右山、岩村
24	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
25	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
26	木	久礼田、植田
27	金	奈路、瓶岩、領石、植野
28	土	十市(北部)、緑ヶ丘
9/1	水	浜改田
2	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村
6	月	十市(南部)



★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
8/2	月	片山、里改田、浜改田
3	火	領石、植野、久礼田、植田
4	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
5	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
6	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
7	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
9	月	十市(南部)
10	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
11	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
12	木	立田、田村
13	金	後免町、野田
14	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	月	片山、里改田、浜改田
17	火	領石、植野、久礼田、植田
18	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
19	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
20	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
21	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
23	月	下唎内、物部、開田
24	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
25	水	稲生
26	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
27	金	奈路、瓶岩、白木谷
28	土	国分、比江、左右山、北小籠
9/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
2	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
3	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
4	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
6	月	片山、里改田、浜改田



*肥料やお米の袋、黒い袋は中身の確認ができず危険なため使わないようお願いいたします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
8月2日・16日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
8月3日・17日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババラス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
8月4日・18日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
8月9日・23日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
8月10日・24日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババラス北)岩村、下唎内
8月11日・25日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
9月1日・15日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地

★ダンボールの収集

と き	地 区
8月5日・19日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
8月6日・20日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババラス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
8月7日・21日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
8月12日・26日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
8月13日・27日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババラス北)岩村、下唎内
8月14日・28日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
9月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町